

このシステムは、各地方公共団体が積極的に活用することで有効に機能するものであり、各地方公共団体におかれては、同システムへの積極的な健康危機事例の提供やその活用をお願いする。

④ 今後の災害に備えた保健活動の仕組みづくり

東日本大震災での保健活動を教訓として、今後の災害に備えた仕組みづくりが重要と考えている。災害時に早期かつ効果的に保健活動を実施するため、被災者の健康支援ニーズを国と地方公共団体等との間で共有するためのシステム開発費を平成23年度第3次補正予算で計上するとともに、平成24年度予算案に災害発生時の早期ニーズ把握やコーディネートが可能となる仕組み等を示すガイドラインの作成検討費、地方公共団体の保健師等の応援派遣に先立ち、被災地の支援ニーズを的確に把握することが可能な人材育成のための研修費を計上しており、詳細については別途お知らせすることとしている。

(3) 保健所における医師確保

① 保健所長の資格要件の緩和

地方分権改革推進委員会からの「保健所長の医師資格要件」についての緩和を求める第1次勧告（平成20年5月28日）等を踏まえ、「地域保健法施行令第4条に定める保健所長の資格について」（平成21年3月31日健発第0331041厚生労働省健康局長通知）により、医師以外の資格要件の緩和措置を講じたところである。医師を保健所長に配置することが著しく困難な場合には本制度を有効に活用されたい。おって、国立保健医療科学院から医師以外の職員の保健所長資格に係る受験手続きと具体的な試験範囲、専門課程Ⅰ保健福祉行政管理分野の入学試験についての通知がされる予定である。

なお、構造改革特区第19次提案（全国知事会要望分）においても、保健所長の医師資格要件の見直しが提案されており、引き続き議論がなされる予定である。

<通知等の内容>

○ 医師以外の保健所長の資格要件の緩和

「地域保健法施行令第4条に定める保健所長の資格について」
（平成21年3月31日健発第0331041厚生労働省健康局長通知）

② 公衆衛生医師の確保

地域における保健対策や健康危機管理体制の整備を推進するためには、公衆衛生医師の育成・確保が重要であるが、一部の地方公共団体では、公衆衛生医師の確保が困難な状況にある。このような地方公共団体では、平成16年度から実施している「公衆衛生医師確保推進登

録事業」の活用や平成19年3月に取りまとめられた「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備評価委員会」報告書を活用するなどして、公衆衛生医師の確保・育成に向けての努力を引き続きお願いする。

(4) 保健文化賞

保健文化賞(第一生命保険相互会社主催、厚生労働省後援・厚生労働大臣賞交付)は、保健衛生の向上に寄与することを目的として、昭和24年度に創設され、保健衛生及び関連する福祉等の分野ですぐれた業績をあげられた個人と団体を顕彰している。

平成24年度の応募期間は、平成24年2月1日(火)から4月16日(月)までとなっているので、都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、地域に密着した地道な活動を行っている者(団体)から応募に関する推薦の依頼があった場合や、推薦するにふさわしい者(団体)がいる場合は、その業績等を調査の上、推薦されるようお願いする。

(5) 厚生労働大臣表彰(食生活改善事業功労者及び公衆衛生事業功労者)

平成24年度厚生労働大臣表彰(食生活改善事業功労者及び公衆衛生事業功労者)については、平成23年度と同様の手続きにより引き続き実施する予定であり、実施時期を含めた詳細については、別途お知らせすることとしている。

2. 保健活動の推進について

(1) 被災者の健康の確保

今般の東日本大震災に際して、保健指導室を通じた保健師等の派遣要請に応じていただいた都道府県の皆様に心より感謝申し上げます。

厚生労働省では、長期にわたる避難所・仮設住宅での生活を余儀なくされた被災者について、健康状態の悪化を防ぐため、継続的な保健活動を維持することが重要であることから、平成23年度第3次補正予算に、「被災地健康支援臨時特例交付金」を計上し、仮設住宅が設置されている被災県のうち申請があった被災県の既存の基金（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）への積み増しを行い、各種健康支援活動やその提供体制づくりを推進することとした。

保健師等の人材確保については、公益社団法人日本看護協会等の協力により、被災自治体からの保健師等の臨時採用の求人について、通常のナースセンターが行う求人・求職とは別枠にマッチング支援を行うこととしている。

また、各県の国民健康保険団体連合会に求人情報を提供していただくと、在宅保健師等会の会員に対し、広く情報提供いただけることとなっている。

については、被災自治体においては、本交付金を活用し保健師等の人材確保を行うなどにより、被災者の健康の確保に努めるようお願いする。

また、その他の自治体においては、今後とも被災自治体における地域保健活動の実施にご協力いただくようお願いする。

(2) 保健師の確保について

平成23年度交付税措置において、年間3万人を超える自殺者の防止や急増するうつ病患者等への対策のため、自殺担当部局に保健師を配置し、自殺未遂者やうつ病患者とその家族等に対する相談支援等の充実を図る必要から、新たに道府県分において標準団体（人口170万人規模）当たり1人（全国で約70人分）、また、市町村分において標準団体（人口10万人規模）当たり1人（全国で約1,400人分）の保健師の増員措置がなされている。

しかし、都道府県・市町村での保健師の採用状況をみると、交付税措置で認められた人数分の保健師を確保できていない自治体も多い。

今般の大震災により被災した地域の避難所等での健康管理や衛生管理の活動を通して、平常時から地域保健活動の体制を整備しておくことの重要性が改めて認識された。

各地方自治体におかれては、このような状況も踏まえ、がん対策、新型インフルエンザ対策等の感染症対策、介護予防、児童虐待予防、自殺対策など今後も増加する保健師業務に対応するため、保健師の人員確保に努め

ていただくようお願いする。

(3) 生活習慣病予防の本格的な取組の推進

健康寿命の延伸をめざし、平成20年度から、生活習慣病の予防と中長期的な医療費の適正化の観点から、医療保険者が地域保健関係者と協働して特定健診・特定保健指導を行っていただいている。この趣旨を踏まえ、国民の生活習慣改善に向けた積極的な普及啓発のほか、「標準的な健診・保健指導プログラム」をもとに、効果的かつ効率的な保健指導を実施していただきたいと考えている。

また、生活習慣病対策は、自治体の衛生部門と国保部門の密接な連携のもと、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの組み合わせによる重点的な取組も重要である。都道府県におかれては、これらの活動が円滑に実施できる体制の構築や、効果のある保健指導の実施に向け、人材の育成や確保等、市町村の支援も含め種々の対策に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、健診・保健指導の実施にあたり、都道府県の指導者等を対象に、「生活習慣病対策健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修（研修計画編・広域的事業評価編）」を国立保健医療科学院において実施することとしているので、受講促進について特段の御配慮をお願いする。

(4) 今後の健診・保健指導の在り方の検討

昨年12月に、健康局長の主催による「健診・保健指導の在り方に関する検討会」（座長：永井良三 東京大学大学院医学系研究科教授）を設置した。

本検討会では、次のような観点から、健診・保健指導の在り方について総合的に検討することとしている。

- 現在、来年度をもって運動期間が終了する「健康日本21」の次の国民健康づくり運動プランの策定に向けた作業が進められているが、このプランで掲げられる目標の達成に資するための健診の見直しの要否について検討を行う必要があること。
- 特定健診・保健指導について、これまでの制度の運営状況や、制度創設後に蓄積された知見を踏まえ、その在り方について検討を行う必要があること。

本検討会での検討結果については、関係局との協議や関係審議会での審議を経て、速やかに制度・事業に反映していくこととしている。

(5) 地域・職域の保健活動の推進について

生活習慣病を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、地域・職域における保健事業による生涯を通じた継続的な健康管理の支援が重要である。

平成17年度から全国的な取組として、地域保健と職域保健が連携を図り、健康づくりのための社会資源を相互に有効活用して、保健事業を共同で実施するなどの取組を推進するため「地域・職域連携推進協議会」の設置を推進している。

また、本年度からは、本協議会に自殺・うつ病等に対応するための構成員を増員することにより、地域の実情に応じたメンタルヘルス対策の推進を図る役割を追加した。本協議会で、地域保健と職域保健分野の支援実務者の連携が図られ、休職者等一人ひとりの状況に応じた具体的な対応が図られるよう、適切な支援実務者の確保に努められたい。

(6) 保健指導従事者の人材育成

生活習慣病予防対策の充実・強化や、新たな健康課題に適切に取り組むための人材育成については、保健師等による効果的な保健指導の実施を念頭に、適切かつ高度な知識と技術の習得が重要である。また、保健師助産師看護師法の一部改正により、保健師の臨地研修の実施に努めるよう義務づけられたことから、自治体において、保健師の研修体制の一層の整備を図ることが求められている。

そこで、本年度から補助事業として「地域保健従事者現任教育推進事業」を実施している。本事業では、都道府県又は指定都市が人材育成の中核となる保健所等を中心として地域保健従事者の現任教育体制を構築するとともに、当該保健所がそれ以外の保健所等での研修内容の把握・評価を行い、必要により助言等を行うこととしている。については、各都道府県・指定都市においては、本事業を積極的に活用して、地域保健従事者に係る階層別の人材育成計画や人材育成ガイドライン等の作成・総点検を行うなど、研修体制の充実強化を図っていただくようお願いする。

また、保健師等が研修に参加する機会を確保するため、

- ① 都道府県及び指定都市の保健師を対象として、国立保健医療科学院が行う研修に参加する際の代替職員配置及び旅費の支援
 - ② 保健所保健師を対象として、人材育成の中核となる保健所等が行う研修に参加する際の代替職員配置及び旅費の支援
 - ③ 市町村保健師を対象として、保健所等が行う研修に参加する際の代替職員配置及び旅費の支援
- を行うこととしている。

さらに、厚生労働省では、全国数カ所において、市町村の管理的立場にある保健師を対象として、人材及び業務の管理に必要な能力を向上させるための研修事業を実施しており、平成24年度も継続実施する予定であるので積極的な参加をお願いしたい。

これらの事業を通じて、地域保健従事者に対し計画的かつ効果的に研修の受講機会を提供し、保健師等の資質向上に努めていただくようお願いしたい。